

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和5年8月10日(木曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前11時16分 散会

付託事件

- (1) 令和5年陳情第 6号
- (1) 令和5年陳情第11号
- (3) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

- ① 令和5年陳情第 6号 市役所駐車場内の車道横断時に於ける市民の安全確保に関する陳情
- ② 令和5年陳情第11号 「広報等配布事務委託契約」に基づく「委託料」交付金の不適切な取り扱いに関する陳情

(2) 報告事項

- ① まちなかシェアサイクル事業におけるステーション設置の拡充について (交通政策課)

2 出席委員(7名)

委員 長	佐 藤 昭 雄 君	副 委 員 長	打 越 美 和 子 君
委 員	土 田 記 代 美 君	委 員	萩 谷 慎 一 君
委 員	須 田 浩 和 君	委 員	高 倉 富 士 男 君
委 員	袴 塚 孝 雄 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	市長公室 参事兼 秘書課長	篠 原 芳 之 君
政策企画課長	宮 川 孝 光 君	交通政策課長	川 上 悟 君
みとの魅力 発信課長	出 沼 大 君		
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務部参事兼 総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君
総務部参事兼 行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君	人事課長	安 里 裕 行 君

財産活用課長	加藤富寛君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川崎幹男君
税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木信也君	財政課長	佐藤直明君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	村沢晶弘君		
市民協働部長	小嶋いつみ君	市民協働部 副部長	柏直樹君
市民協働部 参事兼 市民生活課長	白石嘉亮君	市民協働部 参事兼 防災・危機 管理課長	鬼澤英一君
市民協働部 参事兼 新市民会館 整備課長	須藤文彦君	生活安全課長	砂川和敏君
文化交流課長	上原純大君	スポーツ課長	田沢春彦君
体育施設整備 課長	讃井正俊君	男女平等参画 課長	木村清美君
生活環境部長	佐藤則行君	生活環境部 参事兼 衛生事業課長	黒澤純一郎君
生活環境部 参事兼 廃棄物対策 課長	荻沼学君	環境保全課長	坪井正幸君
ごみ減量課長	高安正紀君	清掃事務所長	武田和馬君
会計管理者兼 会計課長	永井誠一君		
選挙管理委員会 事務局長	外岡淳一君		
監査委員 事務局長	和田隆君	監査委員 事務局次長	坂場賢治君
議会事務局長	天野純一君	総務課長	加藤清文君

6 事務局職員出席者

議事課長	大嶋実君	議事係長	武井俊夫君
------	------	------	-------

午前10時 0分 開議

○佐藤委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、北條デジタルイノベーション課長が病氣療養中のため、欠席となりましたので、御報告をいたします。

これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

まず、令和5年陳情第6号 市役所駐車場内の車道横断時に於ける市民の安全確保に関する陳情を議題といたします。

本件につきまして、御質問などがございましたら、発言を願います。

須田委員。

○須田委員 陳情が出て、問題が出て、きちんとやってねと。いろんな調査がどういう状況かという審査を前回したとっております。その後の1か月間、市役所内でどのような話し合い、もしくはどのような検討がされてきたのか。この1か月間の経緯を。というのは、やっぱり前回そうだったんですけれども、袴塚委員から、こういう命に関するものは採択してやれよと。しかしながら、皆さんがどういう対応をするか、私は見たいということで、まだ継続審査にさせていただいています。

そういう意味では、その後、1か月間もあつたわけですから、当然陳情として市民から出たものに対しては、迅速に事を進めるべきと思いますが、その1か月の間にどのような話し合いがなされ、どのようなことが起こっているのか、教えてください。

○佐藤委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

7月10日の委員会の折に、陳情者の方に市役所まで御足労いただき、現地にて歩行者や車両の動きを確認しながら再度お話を伺う機会を設けました。

まず、警備員の配置につきましては、陳情で提案のあった箇所よりは、現在の位置のほうが適している理由について再度丁寧に説明し、御理解をいただきました。

その上で、当該箇所につきましては、台数が少ないながらも両方向からの車両の通行があること、幅員が広いこと、横断箇所が定まっていないことなどから、何らかの安全対策が必要である旨の御意見を伺いました。

こうした御意見や前回の総務環境委員会で頂きました御指摘を踏まえて、より安全性を高めるため、横断歩道の設置や、これに伴う前後の歩行ルート確保などの対策について、検討を行ってまいりました。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 分かりました。

ということは、陳情者の主たる要望であった警備員のことに関して御理解いただいたということだと思っております。しかしながら、今の話を聞くと、前回の委員会の中でいろいろな意見があつたかと思っております。それから全体の整備を見直したらいいんじゃないのと。もしくは、コーンと横の、何ですか、あれ、トラ棒と

いうんですか、あの俸で遮っているところの話も出ました。あれ、いつまで工事やっているんですかとよく聞かれるんですよ。市役所でもうできたのに、いつまで工事やっているんですかと聞かれるんですよ。その意見も言いました。

また、出口における駐車場分離、地下駐車場とバスのレーンの整備等、それから、袴塚委員からも、中に入ったときによくトンネルというのは、入り口に電気がついていて、入ったのに目が慣れるようになっている。しかしながら、確かにここってすごく明るいところを歩いてきて下に行くと、一瞬目が見えなくなるというような、そういう意見もたしかあったと思います。そういう意見があったにもかかわらず、委員会で議員から意見があったにもかかわらず、その部分の検討というのはどうなっているのでしょうか。そこを確認させてください。

○佐藤委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 横断歩道につきましては、先ほど申し上げましたとおり、検討をしてきたんですけども、バスレーンとの交錯区間、あと、地下に入ったところの外灯につきましては、工事金額も大きくなることから、すぐには対応が難しいということですので、具体的には来年度の予算要求に向けて対応を進めるべきなのかなと考えております。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、委員会でそういう意見があった。これは、安全対策に対するもの。この文章そのものじゃなくて、趣旨は安全対策に関するものですから、私たちもそのレーンの確保というのは当然安全対策になります。左側からバスレーンを通して、地下駐車場に入っていく。これ、安全ではないと思います。本来あるべき姿じゃない。

それから、駐車場に入っていくときの真っ暗になった瞬間、目が見えない、年を取ってくれば、さらに僕らも結構なってきましたが、さらに目の反応が遅れるわけですから、そういうものに対しては、話し合い等ではなくて、これから考えていくということなんでしょうか。

○佐藤委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 ライトなどについては、これから具体的に考えていきたいと考えております。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 陳情者の陳情、当然重要だと思っています。委員会での論議、議会での論議、そこにあったものというのは、私たちも当然市民から負託を受けた、地方自治法にきちんと記載された議員であります。その意見は、実は大きなものであると私は思っています。なぜなら、私たちが威張っているわけではない。そういうことじゃない。私たちは、市民の負託を受けて物を発している。陳情は陳情者、請願じゃない陳情者、これに関しては1件であります。しかしながら、議会の議員、しかも、今回の発言は3人以上の者がしていた。そして、その人たちは、当然選挙で負託を受けている、地方自治法の中の議員であります。その意見に関して、一切何もしていない。何の話し合いもしていない。来年に向けて頑張りましょうねと、部長と話すとか、来年に向けてきちんとやろう、安全対策を全体的に見直しましょう、こういう話が出てこないとすれば、完全なる議会軽視だと思っています。議会から上がったものに関しては、何をどう考えているんですか。

この陳情者に対して説明をしました。それから安全対策をします。陳情者に対する対応は当然だと思いま

す。しかしながら、議会や委員会が上がったものに対して、一切何もしていない。そういうことになりますよ。

私たちは、皆さんが一生懸命仕事をやっているという前提に立っています。だから、前回の陳情のときに袴塚委員から意見があったのに、もうちょっと様子を見ましようよ、全体の安全対策をやっていただきましようよという話をしたはずです。1個1個の案件をどうするじゃなくて、全体的な安全対策の見直し、それからコーン等の配置の直し方、そういうものに対して、本来ならすぐするべきじゃないですか。ヒアリングっていつあるんですか。3か月後にないですから。それに対して一切動いていないということに私は大変不信感を抱いてしまう。ああ、議会に関しては何を言っても、じゃ、私たちも陳情で出してこい、請願で出してこいという話になるわけですから。陳情、請願権というのは、当然ながら法律で守られている。だから、それが重要なのは分かる。しかしながら、議会の委員会、議会での討論、これを軽視するわけにはいかないと、私には思いますよ、私は。答弁は要らないです。そういうことでしたら、やっぱり交通安全対策に対して全体で何とかやってくれという委員会での意見をまとめて、私たちは執行部に対して意見を述べる立場になると、私には思います。

以上、意見です。

○佐藤委員長 高倉委員。

○高倉委員 陳情でありますけれども、今まで様々議論がございましたけれども、安全確保、安全対策に関するものでありますので、この結論を先延ばしにするというのはなかなか難しい。早急な結論がやっぱり必要だろうと私は考えております。

今回市民のほうから、そういう一つの問題提起がされていますけれども、前回は申しましたけれども、やはり開庁からもう既に4年が経過して、当初考えていた動線であるとか、いろんな面でやはりちょっと変わってきているような感じも受けております。

また、今回の問題提起のところだけではなくて、駐車場全体の、先ほどもありましたけれども、地下の駐車場とか、いろんな面も含めて、やはりもう一回見直して、必要な対策は迅速にやっていくべきだろうと私も考えております。

ですので、その手法については、これからしっかり庁内でよく検討していただいて、具体的な対策を考えてほしいと思いますので、委員長、どうでしょうね、この陳情に対しては、趣旨採択という形で採決をしていただけるとありがたいと思います。

また、適宜、こういう対策を取りましたよという報告をやはりきちんと議会のほうに今後お願いしたいなということも申し添えまして、そういう形でお願いできたらと思います。

○佐藤委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 須田委員には、先ほど来言っていたで大変ありがたかったんですが、地下駐車場、これ、皆さんは恐らく使っていないんだよね。ただ、そういう意見が出たときに、どなたか執行部で地下駐車場に入れてみた経緯は前回の委員会からありますか。あいつが言っているから体験してみようと。本当にそうなのかという思いで地下駐車場に車を入れていただいた経緯はございますか。どなたかおいでになったら、お手を挙げて発言してください。

ということは、この委員会で我々が必死に訴えても、皆さん方の心の中には響かないということだよ。これは、誰か答えてよ。俺が言っているのに、我々はこういうことが安全対策の一部だよと言っているにもかかわらず、皆さん方は体験学習もしていない。それに対しての経過、経緯、調査もしていない。この議会、委員会って何のためにあるのか。俺ら、皆さん方の追認機関じゃねえよ。悪いけれども。皆さん方が言っているのを拍手で認める委員会ではないからね。よく考えてよ。市民も入るんだよ、あそこに。我々も使わせていただいている。しかし、市民もあの駐車場に入ってくるんだよ。特に車椅子関係の方だって、あそこに思いやり駐車場があるわけだから。そういうことに対して皆さん方は、なぜそんなことがあるのか、どう解決すればいいのか、考えないのか。何で考えねえのよ。おかしくねえか。市民の命をどういうふうに思っているか。今、高齢者になると、目の反応が悪くなると言われたけれども、そのとおりかも分からない。しかし、間違いなく、あそこは20代の人しか使わない駐車場ではないんだ。市民が置くんだよ。高齢者も来るんだよ。どうなっているの。答えてほしい。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 今、答弁を求めているところということで、私ちょっと関連についても発言しているんですが、ちょっとここで挟ませていただきたいというのが、これから趣旨採択ということで今、採決しようということになっておりますけれども、その後に意見が言えないと思うので、はっきり言っておきますね。

実は、水政会という名前を今回私たちの会派で使わせていただきました。そのときに前の会長さんともよく話をしました。そのときに、議会というのは何なのか、それをしっかりしてほしい。それをきちんと考えてくれている人がいなくなっていくよと。やはり1期生も2期生でも期数が若い方でも考えている方は当然いると思いますけれども、議会というのは何なのかをしっかりとするという条件。それから、もう一つの条件が、ルールを守ってきちんとやらせる。この2つだけを条件に今の会派の名前を継続して使うということ認められました。議会軽視に関しては、確かに前の会長さんが、口を酸っぱくして、それ、議会軽視だろうと言っていました。これ、議会軽視ですよ。どういう考えなのかを、袴塚委員の疑問を聞いて、プラス議会って何なのか、それに対して徹底されていないんじゃないですか。あれだけの意見があっても何もやらない。何とかしておけばいいよと。こういう話であるならば、議会軽視以外の何物でもない。じゃ、民主主義はここで終わるということです。私たちの信頼関係もこれで終わる。こういうことになりますよね。いい機会だと思いますよ。執行部と議会できちっと対立してやっていくと。しかしながら、市民に迷惑がかかるじゃないですか。いいことはいいよと。基本的にやっているよと。これが私たちの信頼ですよ。1人の意見じゃないですからね。委員会で発言した人は、みんな安全対策をしっかりやれという意見を言った。言ったにもかかわらず、委員会で言ったにもかかわらず、一々採決して、私たちが趣旨採択したり、私たちが意見書を提出したり、そういうことをしなければ、それは伝わらないんですか。

そこに対する答弁を最後に、袴塚委員さんの質問のほかにも、一言お願いします。でないと、私たち委員会でそれぞれ1個1個全部細かく、入札案件にしる何にしる、1個1個全部疑ってかからなきゃならないですよ。そういうことになりたくないでしょう。それはやっぱり議会の軽視ですよ。議会は遅滞する。だから、その意見もきちんと話をさせていただいて、せつかくここに課長さんたちがいらっしゃって、新任の方もい

らっしゃる。大変だなとは思いますが、是々非々できちんとやりましょうよ。意見があれば当然対応しましょうよ、お互いに。ということをお互いに言わせてもらって、質問させていただきます。

○佐藤委員長 園部総務部長。

○園部総務部長 ただいまの須田委員、それから袴塚委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの財産活用課長の答弁ですと、委員会の皆様からの質問事項、要望事項については、一切検討していないで、一挙に来年度予算のほうで検討するみたいな答弁をしてしまったのですが、実際は、ちょっとそれは、はしょった答弁でございまして、前回の委員会の後、私のほうと、あと、財産活用課の課長以下、関係者と打合せを持ちまして、委員会の中身の要望事項についても検討いたしました。ただ、その検討事項の中で、例えばバスレーンの切り替えの話であるとか、そういったことになると、駐車場の全体的なレイアウトとか、その場所だけで解消するものと、そうでないものがあります。あるいは、袴塚委員のおっしゃった、中から入ったときに、一瞬暗くなるというような話も安全性の面で問題があるという認識は私どもも持っておりますが、じゃ、それを解消するときに、どういった手段が考えられるのかということ、ちょっとすぐには出てこなかったものですので、もうちょっと時間を頂いて検討するかが、時間を頂くといっても安全性に関わることでありますので、早急に対応しなければならぬということは基本的にございます。そういったことで、あと、現在一時的に置かれているコーンの部分については、今回行おうとしている横断歩道の工事と一緒にできる部分もあるかなという話も、その検討の中で出てきております。ですので、この前の委員会の終わった後、要望事項以外の事務について、全く検討しなかったということではなくて、検討いたしまして、すぐにできるものとできないものと、あるいは費用がかかりそうなものと、そうでないものと、こういう仕分けといたしますか、そういう検討を行いました。だったんですが、先ほどの答弁でちょっと説明……

〔「議会での意見をどう捉えているのかという、ちょっと一応聞いて」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 園部総務部長。

○園部総務部長 ただいまの須田委員の御質問でございしますが、やはり須田委員が先ほどおっしゃいましたとおり、議会の御意見は、市民を代表する方の御意見でございますので、市民の意見が集約される意見ということで、私どもも非常に重く受け止めまして、慎重に、あるいは速やかに対応してまいりたいと考えております。

○佐藤委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 答弁は要らないから、これだけ言っておくけれども、俺は駐車場の中から出てきたときに目が見えなくなると言っていないから。外から入ったときに見えなくなるということを俺は質問しているんだよ。今の答弁は全く真逆だからね。

だから、要は、言われたら、1回見なよ。1回見て、体験学習して、安全だというんだったら、それはそれでいいんだよ。だけれども、誰も1回も見ていない。言われたって何も動かない。そういう中で、今みたいに真逆の答弁をされちゃうと、こんなときだけいかげんなこと言っているんじゃないよと思うじゃん。あんた、逆にここに来て聞いてみな、今の話。納得できるか。そういうことなんですよ。だから、我々が委員だからどうのこのことのことを言っているわけじゃなくて、やっぱり市民の方たちがいかに市役所に来て、安全の中で自分の目的を達しておうちに帰っていただけるか。その動線の中で、まずいものがあれば直

してちょうだいと。これは市民だって議員だって一緒じゃないですか。そういうことを申し上げている。

だから、申し訳ないけれども、もう少し市民の意見とか我々の意見を真摯に受け止めて、受け止めができないというんだっただらば、僕は全てに反対するよ。おかしいよ、皆さん方が言っているのは。僕たちがおかしいでしょうと言っていることに対して、調査もしなければ、何も動かないんだよ。だから、おかしいでしょうと俺は言っているわけ。きちんと整理してくださいよ。

○佐藤委員長 それでは、園部総務部長、改めてお願いします。

○園部総務部長 ただいまの袴塚委員の御指摘を受けて、先ほどの言い方が逆になってしまいまして、申し訳ございません。

○佐藤委員長 田尻副市長。

○田尻副市長 前般出ていないので、ちょっと経過が中途半端な部分がありますが、出席後のやり取りを聞いておりまして、まず、一般論といたしまして、執行部としては、経費を含めて全ての事業、一番効率的に合理的な結論を出しているという、これが行政の基本かなと。市民の声をどう反映させるかということに対しては、いろいろな手続、パブリックコメントを含めましてやっております。あわせて、市長が直接市民の集まりに行き行って聞く話、あと、議会の議員さんが、やはり集まりで聞く話。そういうのもしっかり受け止めながら、それでも経済的に、あるいはいわゆる合理的にどれが正しいかという判断は、しっかり検討させていただいております。

今回の個別のケースにつきましては、ちょっとこちらの説明がちゃんとしているかどうか分かりませんが、ここで論議をしていただきまして、御指摘を頂いた後、現場の確認を私もしております。執行部もしているというのを説明していないのかな。

〔「どこの現場の確認したのか」と呼ぶ者あり〕

○田尻副市長 駐車場です。

〔「駐車場だけね」と呼ぶ者あり〕

○田尻副市長 はい。それで、あわせて、虹彩の関係だと思いますが、視覚が明るいところから急激に暗くなったときには、人間の虹彩が開きっ放しになりますので、もちろん見えなくなると。それも確認しております。

〔「しているのか」と呼ぶ者あり〕

○田尻副市長 しています。

〔「誰もしていないと言ったよ、さっき。田尻さんだけがしているのか」と呼ぶ者あり〕

○田尻副市長 いや、していると思いますが。私はしています。

〔「誰がしているのか。誰も手を挙げなかった」と呼ぶ者あり〕

○田尻副市長 特に明るい日、日照がきつい日ですけれども、それはしっかり確認しております。

先ほど総務部長から答弁がありましたように、まず、駐車場のほうから、どこが全体の中で注意すべき点なのか、これは個別の指摘を受けた部分以外も含めて検討しなければならないであろうと。その検討事項の結論ではありませんが、検討することについての結論を出しております。

急に暗くなるという部分については、どうすればいいかというのを予算措置も含めて、これは検討すべき

というのと、あわせてしっかり対応してまいりたいと。

執行部の説明の仕方、あと、議員さんたちの市民から受け取ったいろいろな情報なども含めて、執行部はしっかり受け止めて対応していくというのが基本だと思っておりますので、今後とも御理解のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、この令和5年陳情第6号につきまして、趣旨採択という御意見を頂きましたので、お諮りをさせていただきます。

令和5年陳情第6号を採決することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより挙手により、採決をいたします。

令和5年陳情第6号 市役所駐車場内の車道横断時に於ける市民の安全確保に関する陳情につきまして、趣旨採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 総員挙手であります。

よって、令和5年陳情第6号は趣旨採択とすべきものと決しました。

本陳情の審査結果につきましては、次の本会議に報告をいたします。

なお、委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、本件は、その処理の経過及び結果について報告請求することにいたしますので、あわせて御了承願います。

以上で、令和5年陳情第6号についての審査を終わります。

次に、令和5年陳情第11号 「広報等配布事務委託契約」に基づく「委託料」交付金の不適切な取り扱いに関する陳情を議題とします。

本件につきまして、御意見等がございましたら、発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 本件、ちょっと初めてなものですから、聞き及んではいるんですが、改めてこの広報等配布事務委託契約について、どういうふうなことで、こういうふうな経緯を取っているのか。そして、自治会との申合せ、打合せ、これは今現在どのようになっているのか、お伺いさせていただきます。

○佐藤委員長 出沼みとの魅力発信課長。

○出沼みとの魅力発信課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

広報等の配布の現状についてでございますが、現在水戸市では、住みよいまちづくり推進協議会に配布委託をし、同協議会を構成する町内会、自治会を通して「広報みと」等、その他の行政文書とあわせて配布しているところでございます。

また、本陳情にありました不適切な取扱いにつきましては、こういったクレームにつきましては、引き続き市では、住みよいまちづくり推進協議会に対して、適切な会計処理を行うよう継続的にお願いしているところでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、その交付金の取扱いについて、これ、陳情が出ているんだよね。要はね。その経緯は、住みよいまちづくり協議会にどういった通達の流し方をして、その処理の仕方を誤らないようにとか、そういう通達はやっていないのか。

○佐藤委員長 出沼みとの魅力発信課長。

○出沼みとの魅力発信課長 広報等事務委託料の取扱いにつきましては、住みよいまちづくり推進協議会に対しまして、各会長個人ではなく、各町内会、自治会のほうで口座等にまとめて決算書等に記載をするようをお願いをしているところでございます。

○佐藤委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、この陳情にある部分については、行政としては、一応住みよいまちづくり推進協議会のほう、要するに自治会のほうには、しっかりと指針を示して、交付金の取扱いについては、間違いなくこういうふうにしてくださいというような処理をしているということですか。

○佐藤委員長 出沼みとの魅力発信課長。

○出沼みとの魅力発信課長 そのようにお願いしているところでございます。

○佐藤委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすれば、この陳情につきましては、既に行政として通達もしており、そして適正に行うよということに既に解決というか、現場は解決している状況だというふうにするんですね。

したがって、この陳情については、私は、採決をしていただいて、不採択とこういう形をお願いしたいと。ただし、不採択にする理由としては、既にもう水戸市としては、こういう対応をしていますよと。しかし、一部、こういうふうな事案があるとすれば、早急にやっぱり自治会等との話し合いを持ちながら、当該自治会については、改善策を図られたいと、こういうふうな意見をつけさせていただきたいというふうに思います。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 この陳情内容に関して、不適切という言葉を使っていると思うんですよ。出してきた方は。違いましたか。たしか出していますよね。それはやっぱり市としても不適切であったと認めているのでしょうか。それとも認めていないのでしょうか。それとも、それは何とも言えない、例えば、裁判とかにならない限り分からないという感覚なんですか。

○佐藤委員長 出沼みとの魅力発信課長。

○出沼みとの魅力発信課長 同委託料につきましては、会長等個人のものではなく、町内会、自治会の会計において、収入として計上されるべきものであると認識しておりますので、個人で受け取って、町内会、自治会の総意を得ないまま受け取っているということでしたら、それは不適切であると認識しております。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 不適切であるんだったら、採択じゃないですか。この人が言っていることが正しいのでしょうか。不適切なことをちゃんとやれよということになっちゃうと思うんですよ。ただ、その一方で、こっちは指導していますよと。袴塚委員が言ったように。すごく何か曖昧な状況なので、みんながきちんと採決すると言えればいいですけども、私は継続していいことなのかなと思っています。

もともと陳情書、請願に関して、それが正しいか、マルかバツか出すことだけが結論じゃなくて、そのほかにも検討していくということを余裕があったほうがいいのかなど。不適切だからちゃんとしてくださいねというのを私たちに言ってきて、うちは指導しています。だけれど、不適切だとは認めていますという形だよ。とてもじっくりこないんだよね。であれば、私は継続審査にしておいていいのかなど。もうちょっと調査、私も今日採決という話が出ると思っていなかったの、文書を持ってこなかったんだよね、申し訳ないけれども。その前の陳情第6号、多分出るんじゃないかなと予想していたんであれだったんですけども、そう考えると、もうちょっと、袴塚委員さん、もう一回継続させてもらっていいですか。

〔「どうぞ、どうぞ」と呼ぶ者あり〕

○須田委員 何かもうちょっと精査して。もう一回何を言っているのか、何を求めているのかというのをもう一回ちょっと確認するために継続させてもらいたいというのが私の意見です。

○佐藤委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 実は、この陳情に関する問題というのは、ずっとこれ、長年くすぶっているような問題というふうには私は認識しています。基本的に、もともとと市政協力員制度があったときに、そのときに広報の配布のための報酬ということで、町内会長さん、あるいは当時の市政協力員さんが受け取るというような、そういったことを長年水戸市はやってきたという経過がありますよね。その後、今の制度に切り替わって、住み協、各地区会への委託ということでやるようになりました。ただ、その後どういうふうに町内会のほうにお金を入れていくかという、そこどころの仕切りというのが不十分で、それは各地区会でも大変悩ましい問題というふうに考えているところなんです。これは、私、実際に地区会の会長さんなんかとお話した中でも出てきています。

これ、現金で町内会長さんにお渡しするというようなことでやっている地区会がほとんどなんです。ただ、これでやっていく限り、ここで出ているような問題というのは起きてしまう可能性があるわけなんです。きちんと、例えば各地区会から町内会の会計に振り込みができるような、そういったことをやれば、これは一発で解決する問題でもあります。ただ、振り込むためのお金というのは、全然どこからも出ないわけですよ。これを地区会でやるとすれば、地区会の負担になってくる。こういった問題もあるわけなんです。

だから、やっぱりこういった問題をしっかり、何がこの問題の根本、原因になっているかというのを突き詰めた上で解決策を図っていかないと、これからもこういった問題というのは起きてくるんじゃないかと私は考えております。いかがでしょうか。

○佐藤委員長 白石参事兼市民生活課長。

○白石市民協働部参事兼市民生活課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

広報配布につきましては、住みよいまちづくり推進協議会のほうに魅力発信課からお金が渡っておりまして、そちらのお金については、地区会、そして、町内会、自治会のほうに、委員からの御指摘がございまし

たように、現金で受渡しを行っております。その理由といたしましては、振込手数料の問題や、また、口座がない町内会、自治会があったり、また、通帳名も個人名となっております、会長が変更するたびに名義変更するのが大変だという町内会、自治会からの御意見も踏まえまして、現在、住みよいまちづくり推進協議会との協議によりまして、現金でお渡ししているという状況でございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 住み協のほうとの協議で、今の現金支給というやり方を取っているという答弁なんですけれども、実際に各地区会からの声も聞いてみたほうがいいと私は思っています。各地区会長さん、この件について大変悩ましい問題だというふうに捉えていると私は聞いております。答弁は結構ですが、その辺りを認識していただければと思います。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 私も今日の議論の中で、継続審査という話が出ましたので、継続でも結構なんですけど、ちょっと1つお聞きしたいのが、不適切な取扱いだということで、先ほど……

〔「答弁でおっしゃったんだよ」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員 不適切ということは、これ、法に合致しないと。違法だということなのか。そこはどうなんですか。

○佐藤委員長 出沼みとの魅力発信課長。

○出沼みとの魅力発信課長 ただいまの高倉委員の質問にお答えいたします。

各個別の町内会、自治会においての会計につきましては、各個別の町内会、自治会において決定すべきものであると認識しておりまして、会の総意等を得ないで個別に個人の方が受け取っている状況があるとすれば、それは不適切と言わざるを得ないようなものなのかなというふうに認識しているところではあります。市では、住みよいまちづくり推進協議会との委託契約になっておりますので、住みよいまちづくり推進協議会に対する広報等配布事務委託の中で、町内会、自治会との適切な契約、会計処理についてお願いしていく立場であるものと認識しております。

○佐藤委員長 高倉委員。

○高倉委員 要はここで論議するとき、最終的にどういうところで判断するかというと、基本的にどうなんだということだと思うんですけども、私たちが。それが適法なのか、それとも違法なのか、いろいろ業務委託に対して、いろんな民法上の規定があるわけでしょう。市からこの業務を委託している住み協に対して、どういう業務管理をしているのかというところを我々は判断していかなくちゃならない。それが適法なのか。自治会の中での取り決めで、例えばこういうふうにしましょう、それは会費に入れましょう、あるいは誰か役員1人が取るのかと、それがそこで決定されているのであれば、それはいいと思うんですよ。

〔「住み協のルールなんですよね」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員 そこがきちっとしていない。だから、水戸市からこういう業務をした場合、必ずこうしてくださいよと。じゃないと、この業務委託ができませんよというような、きちんとした形にしないと、あとは中

で決めてくださいという、これではやっぱり曖昧になってくるんですよ。

だから、そこをもう少し徹底していくというか、きちんとやらないと、本来市がやる業務ですからね。でしょう。広報紙の配布は。それを業務委託していると。

だから、内容について、ちょっともう少し精査をしたいと思うんですが、その辺の曖昧さというか、その辺がこういう問題を生んでしまっている原因になっているのかなと思いますので、今回の陳情がいいのかどうかという以前に、ちょっとそういうところをきちんと市のほうで精査してほしいなと私は思います。

○佐藤委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 先ほど来からちょっと私言っているんだけど、水戸市が委託しているのは住み協なんだよ。水戸市は住み協にきちんとこういうふうな形でやってくださいねという要望を出して、要望というか、委託契約の中で契約しているんでしょう。そこから先は住み協の問題じゃないか。だから、水戸市としては、こういう契約に基づいてあなたのところにお金を払っているのに、あなたのところの一部で不適切な交付金の分け方があるよということだとすれば、住み協さん、もっとしっかりしてくださいねというのが、あなたの立場じゃないのか。それが違法だとすれば、あなたのところで違法だと認識していれば、住み協自体が違法なんだよ。そうすると、そういう団体と契約できなくなっちゃう。

だから、この問題、ちょっともう一回考え直してちょうだい。それで、次回に住み協との契約書、どういうふうな内容で住み協に委託しているのか、住み協との契約内容が分かるものを申し訳ないけれども、次回の資料として、委員長、私のほうから提案させていただくので、皆さんにお諮りをいただいて、御賛同いただければ大変ありがたい。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 先ほどの高倉委員の言われたようなきちんとしたルールはどうなっているのかとか、そういうこともきちんとしていくというのが、やっぱり最善であると思うんですが、その一方で、そのルールにあまりに縛られると動きが取れなくなる、もしくは、そこまでやりたくないというように感じたことも私の町内会ではあると思っています。

例えば、そこまでやって、交付金は交付すべきだと市が決めて、水住協に言う、それでこうなる。実は私たちが周辺の町内会でよく話を聞くんですが、現在神社に対する寄附というのが、細かくきちんと言ったら市のお金で寄附しているのかというような問題が出てくるんですよ。町内から集めたお金で神社に寄附しているのか、宗教は分離すべきだという考え方がある。それで仕方なくその町内会、各班から集めたお金じゃなくて、そちらの配布料の中から神社等への寄附金等を出しているという町内会もあるんですよ。そうすると、そういうのをあまり厳密に決めていくと、そうすると、町内会のお金からも班のお金からも神社への寄附は本来宗教は分離されるべきだから、班のお金だったら構わないのか、総意があれば。市のお金等だったらまずいんじゃないのかなんて話も出てくるので、そこら辺が、実はファジーであるべきだという部分もあると思っています。

ただ、この問題、毎回出てくるじゃないですか。水住協に渡しました、水住協から会長へ行きました、会長が自分で個人的に使っているんじゃないんですか、会長から何も言われないんですけれどもと言って町内会長が代わったとか。すごく多いと思うんですよ。これ、住民がぎくしゃくするものを私たちが与えている

気になってきます。この広報紙配布に関しては、必ずこの話が出ます。広報紙配布をそろそろポスティングや市のような新聞等に入れてもいいんじゃないかという話をすると、町内会の維持のためという部分がどうしてもネックになってくる。しかしながら、本当に今、市報が配られるから町内会に入っていますよという方、どれだけいますか。調査してみてくださいよ。どちらかという、町内会報を配りたくないから、班をやめます、町内会をやめますという人、多くなっていると思うんですよ。現に私たちでも年を取ってきてこんな無理だよという形になってきています。

しかも、今、広報紙に関しては配布されて、どれだけの購読率があるか分からないんですけども、全部見ているという方も中にはいますよ。しかしながら、私たちもこのネット社会の中で、それぞれが希望によってネットで見たほうが楽なんですよ。一々ペラペラめくらしないで。何か月前に何々の広報紙にあったななんて、そんな紙ないですよ、もう。

そう考えると、もう配布の方法として、希望者に関してまでは言っていないですからね。配布希望者に関しては、言っていないけれども、例えばネットで見られるようになります。それ以外の方は郵送されます。そういう形だって、東京なんかは、全戸郵送でやっているところもありますよ。だけれども、全戸郵送は、すごいお金がかかるので、それは無理だと分かるけれども、ネットで見るよという方が8割いけば、2割に関しては郵送したって、そういう費用と総体的に変わらないと思うんですよ。しかも、配布してもらうための水住協へのお金、これがいつもいつもトラブルの元になっている。

しかも、皆さんがよく言っている。私は、これまで過去ずっと皆さんが言ってきた町内会維持のためのプラス要素にもうなっていないと思いますよ。市報配布は、町内会維持のためのマイナスの案件になってきている。そこもきちんと町内会報が欲しいから町内会に入っているという方がどれだけいるのかとか、それも聞いて、この問題を解決しましょうよ。もう何回も何回も出ているんですから。

正直言って、町内会、お祭り等があるとか、お祭りもありますから、どちらかという、伝統の問題、それから、ごみ集積場の問題に集中している気がします。あと、近所付き合いということと。市報に関しては、もう町内会の維持のためにはマイナスになっていると思います。うちの町内会も2人やめたいと。町内会報を配布するくらいだったら、もうやめたいと。そうすると誰かが、分かった、分かった、じゃ、俺がやるよという形で何とか維持していますけれども、マイナスになっていると思うので、そこら辺の調査もこれから、これはちょっと話が陳情から大きく外れていますけれども、やっぱりそこら辺の問題が出ないような形にもうしましょうよ。何か気持ち悪い。毎回毎回市から出しているお金で毎回毎回文句が出て、近くの住民同士がぎくしゃくするというのはよくないですよ。

よく検討いただいて、解決に向かって進んでいただきたいと思っています。これに関しては、まだ調査という部分もあるんで、継続ということでお願いします。

○佐藤委員長 ただいま袴塚委員のほうから水住協と水戸市との契約書関係についての資料請求がございました。先ほどの執行部からの説明も含めまして、執行部が作成できる範囲において、本委員会に資料の提出を要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

執行部におかれましては、次回の委員会に提出を願います。

それでは、令和5年陳情第11号につきまして、継続審査を求める意見と採決を求める意見がございましたので、初めに継続審査について、お諮りをいたします。

採決は挙手により行います。

令和5年陳情第11号を継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○佐藤委員長 総員挙手ということで、継続審査することに決しました。

以上で、令和5年陳情第11号についての審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

(1)のまちなかシェアサイクリング事業におけるステーション設置の拡充について、執行部から説明を願います。

川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 それでは、まちなかシェアサイクリング事業におけるステーション設置の拡充について、市長公室交通政策課作成の資料により御説明いたします。

ステーション設置の拡充に触れる前に、委員の皆様の顔ぶれが変更となりましたことから、まず、まちなかシェアサイクリング事業の概要について、改めて御説明させていただきたいと存じます。

まず、(1)の導入の経緯でございますが、本事業は、まちなかの回遊性のさらなる向上や走行データの活用による観光施策の充実、それから、1次交通である鉄道、2次交通であるバスをさらに補完するラストワンマイルの確保を目的としており、5か年の社会実験として、本年の4月から開始しているものでございます。

次に、事業の内容でございますが、事業の開始日は先ほど申し上げましたとおり、本年4月1日となります。

自転車は水戸市の中心市街地の地形等を考慮し、電動アシスト付自転車を35台導入いたしました。親子連れでも利用できるよう、やや小さめな20インチの自転車とさせていただきました。

貸出・返却につきましては、スマートフォンアプリ上での手続ということで、24時間可能としておりますが、アダストリアみとアリーナのみ開門時間中の制限がございます。

利用料金は、15分当たりで70円であります。ただし、12時間以上の上限額を1,000円に設定しておりますことから、約3時間半を超える利用から12時間までは一律1,000円という形になってございます。

決済方法は、クレジット決済、QR決済、携帯キャリア決済等により可能となっております。

それから、現在のステーション数は、資料下でございます表のとおり、水戸駅から偕楽園やアダストリアみとアリーナ間の中心市街地に10か所、計90基分となります。

ページを返していただきまして、2ページを御覧ください。

先ほど申し上げました10か所の詳細な設置箇所を地図上にお示ししておりますので、御参照ください。

(3)の事業の実施体制でございますが、水戸市、シェアサイクル提供会社であるOpenStreet株

式会社、それから水戸観光コンベンション協会及び市内自転車事業者の4者により、それぞれ役割分担の下、運営を行っているところでございます。

(4)の利用状況につきましては、自転車、ステーションの利用それぞれについて、毎月増加を続けており、市民の皆様や観光客の皆様の認知が徐々に広まってきているものと認識しております。

ページが変わりまして、3ページを御覧ください。

ステーションの設置の拡充についての御説明になります。

先ほど申し上げましたとおり、ステーションは主要な公共施設等を中心に現在10か所ございますが、中間地点でございます南町地区におきまして、地元商店主や利用者からステーションの増設を要望されているところでございまして、今回新たにステーションを設置するものでございます。

具体的な設置場所につきましては、(1)の概要にございますとおり、国道50号線を挟んで南北に1か所ずつ、地権者の合意を得られた場所であります常陽銀行と東京電力様の間の土地、それから香陵住販本社ビル跡地に設置してまいります。

供用の開始につきましては、それぞれ地権者の事情により、9月中に2段階に分けて拡充を図ってまいります。

説明につきましては以上となります。

○佐藤委員長 それでは、内容について、御質問等がございましたら、発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、35台、これ今、ラック数というのを見て、こんなに配置しているんだと思って喜んでいる。そしたら、ラック数はこれだけあるんだけれども、実際に置いている自転車は35台しかないということで、これで現在のところおおむね間に合っているというお考えでしょうか。利用とか、そういうのはいかがなんでしょうか。

○佐藤委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

自転車の台数とラック数の関係ということでございますが、今回このシェアサイクルシステムを導入するに当たりまして、様々なシェアサイクル会社等との協議を続けてきたところでございますが、一般的に自転車とラック数の関係は3分の1から2分の1の間が適切であるというふうなアドバイスを受けております。ラック数が少な過ぎると今度は自転車が返却できなくなるということでございます。

資料1ページの(2)事業内容に10か所のステーションの表を載せてございますが、このうち備考に4月28日増設というものが3か所ございます。特に、この大工町トモス第1につきましては、止めたいという需要が非常に多かったものですから、自転車がなかなか滞留しがちな場所でございます。というところで、4月の末にトモス第2ということで、セブンイレブンの方から天王町側に新たなステーションを増設させていただいたところでございます。

○佐藤委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、トモスという話が出たので、ちょっと私、この間も言ったけれども、夜というか夕方とか、ちょっと歩いているんですけれども、あそこの駐輪場というか、ラックの中に入って行くのを見たことがな

い。時間帯によって、恐らくそういうことなんだと思うんですけども、現状の35台という台数が、今の状況の中で適切なのかどうなのか。それから下市地区の商店街の再生ということから言ったときに、下市地区については、ちょっとどういうふうなお考えをお持ちなのか。その辺については、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの袴塚委員の2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の大工町トモスのステーションでございますが、こちらは、私どものほうのシステムを交通政策課の机の上でモニタリングすることが可能なシステムとなっておりまして、朝夕全てのステーションにおいて自転車がどういった状態であるかというのは、逐一見ながら運用を行っているところでございます。

大工町なんですけど、私どもの認識ですと、むしろ自転車がたまりがちなステーションであると思っております。ただ、時間や天気、曜日によって、やはりどうしても利用に偏りが出てくることはございます。

2点目の下市地区等へのステーション、こちらについての考え方でございますが、今回5年間の社会実験として、まず、駅北地区で実験的にまちなかを、水戸駅から偕楽園エリアまでを導入とさせていただいたところでございます。

こちらのシェアサイクルにはGPSが内蔵されておりまして、利用者がどこを通過して目的地がどこなのか、認識が可能となっております。こういったデータを基に実際の利用状況を分析しまして、そういったデータのほか利用者から寄せられる要望等を踏まえた上で、よりニーズに沿ったサービスを展開できるよう、必要なステーションを順次、拡大してまいりたいと考えております。

ですので、今後、自転車導入に関しては、結構多額な予算が必要なものですから、国等の有利な補助制度等を活用しながら、拡大を続けていければと考えております。

一方で、既存レンタサイクルのすみ分けについて、今、市のレンタサイクルは北口と南口、それから千波湖畔にそれぞれ貸出場所がございますが、そちらの事業とのすみ分けも含めて総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○佐藤委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 人為的じゃなくて、ちょっと手を加えなくてもそれに乗っていけるというふうなことからすると、この試みというのは、僕はベターだと、今の時代には合っているなというふう思うんですよ。

ですから、駅南と市役所との連携とか、下市の商店街の回遊性とか、そういうものも含めてさらに拡大していただいて、そして地域の利便性に寄与するようにさらに努力していただきたいなというふうに思います。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 今回のこのステーション設置に関して、細かいのはよく分からないんですけども、予算というのはどれぐらいかかるんですか。設置費用というのは誰が持っていて、当然3月の議会か何かで予算決定していたと思うんですけども、この部分に関しては、どれぐらいの予算がかかっているのか、ちょっと確認を。設置費用も含めて。

○佐藤委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

予算については大きく2つに分かれます。導入経費と運営経費でございます。導入経費につきましては、令和4年度に計上いたしまして、全体の導入費用は……

〔「今回幾らかかったかという部分」と呼ぶ者あり〕

○川上交通政策課長 拡充の部分。

〔「拡充の部分」と呼ぶ者あり〕

○川上交通政策課長 すみません、改めまして。

拡充につきましては、まず、設置箇所が2か所ございますが、常陽銀行と東京電力の間にラックを12台置くことになります。こちら、おおむねラック1台設置につき約1万円かかるものとお考えください。

南町の第2ステーション、こちら香陵住販様の本社跡地に設置するところでございますが、こちらは香陵住販様から寄附をいただくというところで、今、話を進めてございます。ですので、2か所あわせておおむね10万円程度、今年度の予算流用において対応してまいりたいと考えております。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 すみません、これ、民間の土地のことなので、今度は全体で民間の土地の使用料というのはどれぐらいかかっているのか。かかる予想なのか。例えば東京電力さんと香陵住販さんのこれ、公共の土地じゃなかったよね。その場合にこの2か所が幾らぐらいかかるのか。全体として年間幾らぐらいの土地の賃借料と、あと、今度全体の運営費って幾らぐらいだったか、この35台で運営した場合。というのをちょっと確認させていただきたいなと思います。

○佐藤委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

まず、サイクルステーションに係る民地の借上料についてでございますが、こちら全てシェアサイクル事業の趣旨をよく御理解していただいた上で、無償で貸出しをさせていただいているところでございます。

それで、私どもが当初このシェアサイクル事業を進めるに当たって、サイクルステーションを選定するときには、やはりそういった御協力をいただけるところと協議を進めながら、なるべく公費が膨らまないよう配慮したところでございます。

2点目の年間の運営費のほうですが、まだ今年1年目ですので、実際どれぐらいかかるかというのは、予算上は令和5年度予算として、運營業務委託料として420万円を計上してございます。その内訳でございますが、システム利用料……

〔「全体でいいです」と呼ぶ者あり〕

○川上交通政策課長 全体でよろしいですか。420万円となっております。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、無償でやっただけでいい。設置も安い。それから運営費もそれほどかかっていない。多分システム運営費とかいろんなものがかかるんでしょうけれども。そういう形でやっているし、確かに自転車は最初るとき、御寄贈いただいているんですか。寄贈いただいたんだと思うので、それはいいけれども、全体として、費用もかからず、これだけ反響のあるもの、皆さんからも、よく乗っているよなんて人もいらっしゃいますので。

ちょっと聞きたいのが、土地の無償提供なんですけれども、この契約年数ってどれぐらいになっているのでしょうか。

○佐藤委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 すみません、契約の年数につきましては、ちょっと私も不勉強で、手元に資料がございません。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 無償契約ですから、契約年数を決めていないと、突然返してくれという返さなきゃならないということもあるかと思うんだけど、ただ、見ていればそういうことを言う方じゃないんだろうという気はしますので。

あと、これ、ちょい乗りに大変便利に皆さん使っているし、延べ台数も運用率もかなり高くなっている。先ほど袴塚委員からありましたけれども、私が行ったときにはもうないんだよと。ないってことは運用されているんだと、大変喜ばしいとは思いますが、そういう意味では、この今、多分実証実験だったと思うんですよ。実証実験後には、やはり各地の観光地を見ますと、観光目的に多く使われているという部分が多くあります。例えば、バスで弘道館に行きましようといったときに、バスで行くとどうしても普通の方だったら、水戸駅で降りて三の丸に行く、もしくは银杏坂で降りて三の丸に行くというシステム。それから、偕楽園に行きましようというとき、偕楽園に行くバスが、ちょっと本数がなかなか少ないというので、例えばトモスみとから行きましよう。もしくは、水戸駅から自転車借りてぐるっと回って行きましようというようなところに発展させていっていただきたいと。観光地等にも利用されるかどうかをきちんと調査した上で、観光地への利用等で、さらに観光客の停留時間を延ばすなり、いろんな施策に生かしていただきたいということを意見として言って終わります。

あと、最後に1つだけ。

実証実験中の台数の増台というのはあるのでしょうか。

○佐藤委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの自転車のお話が出たので、申し上げます。

今回自転車35台につきましては、寄附ではなく、国の補助金を活用して整備してございます。

あと、大体おおむね1台当たり20万円程度かかるものでございます。

増台につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国の有利な補助制度を活用しながら、予算の確保を図ってまいりたいと考えております。

先ほど南町の第2ステーション、香陵住販様からサイクルラックの寄贈を受けるというところで申し上げましたが、さらに香陵住販様から1台自転車を寄贈いただくことになっております。また、改めて市への寄附カタログ等にもこういったシェアサイクルの自転車を御寄贈いただけるような各取組を進めてまいりたいと考えております。

〔「増台の計画はまだなしなのか」と呼ぶ者あり〕

○川上交通政策課長 先ほども申し上げましたとおり、駅南エリアまで進めていくかどうか、そういったと

ころは……

〔「違う，自転車の台数」と呼ぶ者あり〕

○川上交通政策課長 もちろんそれとあわせて，拡大とあわせて自転車も増やしていかなければならないところでございますが。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 高倉委員。

○高倉委員 シェアサイクル事業ということで，4月以降利用者も非常に伸びているということで，いい滑り出しをしているのかなという感じもしております。また，いち早く今回ステーションを増やしたということで，そういう面では利便性も少し高まっているのかなと思うんですが。

ちょっと基本的なことで，自転車なんですけど，私もちょっと先月乗ってきて大変便利なんですけれども，これ，例えば充電して満タンで，通常モードで何キロメートルくらい走れるのか。

○佐藤委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ハイパワー，それから標準，それから節約モードと，3つのモードがございますが，標準モードで使用していただいて50キロメートルは走れるということで，自転車メーカーから聞き及んでおります。

○佐藤委員長 高倉委員。

○高倉委員 今そういう自転車の性能がかなりよくなっているので，今回ステーションが設置される場所，ざっと地図を見ますと，大体半径で1キロメートルから2キロメートルくらいの範囲なのかな。これ，まちなかをまずやっということなんですけど，ただ十分にいろんなところに足を延ばせる，そういう機能があるんですね。ですので，なるべくこれ，もっと広いところまで足を延ばせるような形にしていきたいと思っております。

いろいろ台数の増台だとかありましたけれども，今，第7次総合計画策定の中で，市内にいろんな交流拠点がある。スポーツとか文化とか。こういうところで交流を増やしていこうという考え方がありますよね。だから，今GPSでもらっているデータと言いましたけれども，水戸市としてこういうところも回ってほしいというのがあると思うんですよ。やはりのその辺の今後のステーションの増設も考えているのか，いかがですか。

○佐藤委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 導入に当たってのそもそものサイクルステーションの選定基準が，先ほど申し上げたとおり，本市を代表する観光，それから文化施設，大型商業施設など，皆様の利便性の高さ，使い勝手のよいところを選定しております。したがって，今後エリアを拡大していくに当たりましては，同様の考えに基づきまして，重要な施設に配置していくほか，あとは先ほど申し上げました，ふだん使っている走行データの軌跡で，どういったところの御利用が多いか，そういったところを総合的に勘案して，設置場所を検討してまいりたいと考えております。

○佐藤委員長 高倉委員。

○高倉委員 分かりました。

ぜひ今後そういういろいろな視点から、本当にこれからまちなかでさらにいろいろな方に来ていただいて、回遊していただいて、交流していただくという中では、これ、大変すばらしいツールだと思いますので、十分活用できるような形で検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 すみません、先ほど言いかけた運営費の内訳、私は知りたいのでお願いします。

○佐藤委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 土田委員の御質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げました今年度の420万円の予算額のほうの内訳でございますが、システム利用料が61万3,000円、スマート通信料、こちらは自転車の鍵を自動で開閉するための装置でございますが、こちらの通信料が19万8,000円、それから、トラブルが起きた際のコールセンターの運営費が132万円、それから事故が起きた際の保険料が10万3,000円、それから、メンテナンス関係経費といたしまして196万6,000円を計上してございます。

以上です。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

あともう一つ、どういう年齢層の方が利用されているのかみたいなどころ、分かっているところで、少し具体的に教えていただければと思います。

○佐藤委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 今回このシェアサイクルのシステムで取得できるデータでございますが、走行データと顧客データに大きく分かれます。走行データにつきましては、どこで乗って、どこで降りて、どこで一時駐車をして、どこを走った、それから幾ら使ったかというところではございますが、顧客データは、そもそもシェアサイクルのシステムの中で性別とか年齢とか出生地とかを入力することはないものです。個人的なデータとしては、総利用回数、支払総額、決済方法のみ取得できる形になっておりますので、利用者の属性については、ちょっと把握できないものとなっております。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 観光に来ている方が使われているのか、水戸市に住んでいる方が使われているのか、何かそこら辺はちょっと把握した方が、要は実態というか、実証というか、何かの方法で把握、その個人を特定することじゃなくて、観光で使われているのがメインなのか、市民が足として使っているのがメインなのか、そこら辺も今後ある程度リサーチしていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたのは、利用者の属性が把握できないシステムとなっておりますが、使われ方というところについては、利用時間の中央値を見ますと、大体約15分間利用の方が多いということになってございます。つまり短距離利用が多い、要はまちなかのちょい乗りによく使われている傾向がございます。

一方で、大洗やひたちなか海浜公園、さらには土浦、東京方面まで利用された実績もございます。
以上です。

○佐藤委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 土田委員のほうからまず、利用者の属性をしっかりと調べたほうがいいという御意見、ちょっとこれ、5年間の社会実験ということなので、何らかの方法でしっかりと調べる必要が、私はあると思います。そのことについてはちょっと要望にとどめますが、あとは周知方法、現在どうふうふうに周知しているか。多分周知の仕方によっても利用者というのは大きく変わってくる可能性があります。特にまち乗り、ちよい乗りで使う市民の方向けなのか、観光客向けなのか、その辺の考え方なんかもあるんですが、社会実験なので、やり方をいろいろこの時期に、こういう周知の仕方をしたらば、こういう利用者が増えているだとか、そんなことも踏まえながらしっかりと社会実験していく必要があるかと思えます。私の質問としては、現在の周知方法と、今後の周知の仕方についてお考えがあれば、お答えください。

○佐藤委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

まず、周知につきましては、4月1日利用開始日には、式典を開催いたしまして、まず、マスコミの皆様
に報道していただいたところでございます。

あわせて、市報の5月号におきまして、5ページにわたる特集記事を組ませていただきまして、市民の皆様
に広くみとチャリの利用について御案内させていただいたところでございます。

今後の周知につきましても、みとの魅力発信課と連携しながら機会を捉えて、様々な媒体を用いて周知を
進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○佐藤委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 もう一度言いますと、これ社会実験なので、多分周知の仕方によっても利用者が変わってくる
んじゃないかというふうに思っています。その辺りも加味しながら、観光客向けに周知すれば、そういった
利用も増えるかと思っていますので、御検討いただけたらと思えます。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上で、報告事項を終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時16分 散会